

HPV(ヒトパピローマウイルス)ワクチンの積極的勧奨の再開と キャッチアップ接種の実施等について

1 HPVワクチンの積極的勧奨の再開について

(1) HPVワクチンに関する経緯

HPVワクチンは、子宮頸がんの主な原因とされているヒトパピローマウイルス(HPV)の感染を予防するワクチンである。

平成25年4月に定期予防接種(A類疾病)となるも、接種後に疼痛等の多様な症状が出現する事例が報告され、6月14日以降、定期接種の積極的勧奨が差控えられていた。

令和3年11月26日に、厚生科学審議会 副反応検討部会での議論を踏まえ「HPVワクチンの安全性に特段の懸念が認められないこと、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ることが認められたことから、積極的勧奨を再開すること」との通知が出され、令和4年4月1日から積極的勧奨が再開された。

(2) 積極的勧奨再開に対する区の対応

16歳になる女子(高校1年相当)へは令和4年3月上旬に、12歳~15歳になる女子(小学6年~中学3年)へは4月上旬に予診票を送付した。

(合計4,218人)

2 キャッチアップ接種の実施について

(1) キャッチアップ接種について

HPVワクチンの積極的勧奨の差控えにより接種機会を逃した方に対し、公平な接種機会を確保する観点から、時限的に従来の定期接種の対象年齢を超えて接種を行うことが決定され、令和4年4月1日に施行された。

(2) キャッチアップ接種の対象者

平成9年4月2日~平成18年4月1日生まれの女子(令和4年度中に17歳~25歳になる女子)、約14,600人。

また、キャッチアップ接種の期間中に定期接種の対象から新たに外れる世代(平成18年4月2日~平成20年4月1日生まれの女子)も、順次キャッチアップ接種対象者とする。

(3) キャッチアップ接種の実施期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間

(4) キャッチアップ接種に対する区の対応

対象者全員（ただし区で把握している接種完了者は除く）に、6月中旬に予診票を送付する予定である。

3 HPVワクチンの接種を自費で受けた方に対する償還払いについて

(1) 償還払いの概要

HPVワクチンの積極的勧奨の差控えにより、定期接種の機会を逃した平成9年4月2日～平成17年4月1日生まれの女子で、定期接種の対象年齢を過ぎてHPVワクチンの任意接種を自費で受けた方に対し、任意接種の費用の助成を行う。

(2) 償還払いの対象

令和4年4月1日時点で中野区に住民登録がある方が、令和4年3月31日までにHPVワクチンの任意接種を受け、実費を負担した場合に償還払いの対象とする。（最大3回接種分まで）

対象となるHPVワクチンは、定期接種で使用されている2価ワクチンまたは4価ワクチンとする。

(3) 手続き等

① 申請受付期間

6月中旬から申請受付開始予定。申請期限は令和7年3月31日。

② 償還額

定期接種の基準単価（医師会契約単価）を上限として医療機関に支払った接種費用。

③ 申請に必要な書類

- ・実費を支払った事実、その額及び接種回数を証明できる書類（領収書など）
- ・接種記録が確認できる母子健康手帳、予防接種済証または接種済みの記載がある予診票等

④ 周知

キャッチアップ接種の予診票を送付する際に案内を同封する。

また、区報・ホームページで周知する。